

## 窓口キャッシュレス決済導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、窓口キャッシュレス決済導入業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### （1）業務名

窓口キャッシュレス決済導入業務

#### （2）業務内容

別紙「窓口キャッシュレス決済導入業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

#### （3）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

#### （4）提案上限額

本業務委託に係る必要経費の全てを含み2,933,700円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 提案上限額は契約予定金額を示すものではない。

※ 提案上限額は本契約の履行に係るシステム構築、データ作成、期限までの運用保守費用を含む総額とする。

### 3 スケジュール

内容	日程
公告・プロポーザル公募開始	令和7年11月17日（月）
参加表明書等の提出期限	令和7年11月25日（火）17時まで
参加資格審査結果通知	令和7年11月28日（金）
質問書の提出期限	令和7年12月5日（金）17時まで
質問書に対する回答	令和7年12月9日（火）
参加辞退届の提出期限	令和7年12月12日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年12月15日（月）17時まで
書面審査・選考結果の通知	令和7年12月中旬
契約締結	令和7年12月中旬 予定

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

#### 4 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 応募開始の日から受託候補者の選定までの間のいずれにおいても、法令に基づく業務停止処分を受けていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 他自治体において、本業務と類似した契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

#### 5 共同参加

- (1) 本プロポーザルには、複数の者が共同して参加（以下「共同参加」という。）することができる。この場合、共同参加の者の中から代表となる者（以下「代表者」という。）を定めなければならない。
- (2) 共同参加の代表者以外の者（以下「構成員」という。）が、他の共同参加の構成員になることは可能とする。
- (3) 共同参加の代表者及び構成員は、対象業務全体の統括管理業務若しくは対象業務のいずれかの実施者であること。
- (4) 代表者は、本プロポーザルの手続及び契約の締結並びに受託事業の実施について、次に掲げる事項を総括しなければならない。
  - ア 本プロポーザルにおける関係書類の作成及び提出に関する事項
  - イ 入札参加資格確認の手続に関する事項
  - ウ 契約締結の手続に関する事項
  - エ 委託料の請求及び受領に関する事項
  - オ 受託事業の業務実施に関する事項（他の構成員の業務実施に関する事項を含む。）
  - カ 他の構成員の権利の確保に関する事項

- キ 業務の実施その他受託事業に係る町との調整等に関する事項
- ク その他プロポーザルの手続及び契約の締結並びに受託事業の実施について、市から指示された事項

## 6 参加表明手続

- (1) 提出書類 (各1部)
  - ア 第1号様式「参加表明書」
  - イ 第2号様式「同種業務実績確認書」
  - ウ 法人等概要書（様式不問）
    - ※既存のパンフレット等でも可とする。
  - エ 第3号様式「協力事業者届出書」
    - ※協力事業者がない場合は不要とする。
- (2) 提出期限  
令和7年11月25日（火）17時まで
- (3) 提出先  
柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）
- (4) 提出方法  
持参、電子メール又は郵送
  - ※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

## 7 質問の受付と回答

- (1) 提出書類  
第4号様式「質問書」
- (2) 提出期限  
令和7年12月5日（金）17時まで
- (3) 提出方法  
FAX又は電子メール
  - ※提出期限必着のこと。
- (4) 提出先  
柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）
- (5) 回答  
令和7年12月9日（火）までに参加者全員にFAX又は電子メールで回答する。  
なお、質問事項が重複しているもの（類似のものも含む。）は、本市が整理して回答する。また、質問者名は公表しないこととし、本件の趣旨からかけ離れていく

る事項への回答はしないこととする。

## 8 参加表明後の辞退

### (1) 提出書類

第5号様式「参加辞退届」

### (2) 提出期限

令和7年12月12日（金）17時まで

### (3) 提出方法

持参、電子メール又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

### (4) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）

## 9 企画提案書等の提出

仕様書を参照の上、提案書を作成し提出すること。

### (1) 提出書類

ア 第6号様式「企画提案書」（表紙）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 第7号様式「業務体制表」

※当該様式の内容を備えた役割分担等が分かる体制図でも可とする。

エ 第8号様式「当初導入費及び保守運用費 見積書」

調達仕様書内容に基づき、令和8年3月2日から令和8年3月31日までにかかるシステム運用保守費の金額を記載すること。

オ 第9号様式「キャッシュレス決済手数料率 見積書」

### (2) 企画提案書等の様式

企画提案書は、A4の縦ファイルに綴じることとし、ファイルの表紙及び背表紙には、本業務の業務名と提案者の商号又は名称を記載したラベルを貼付すること。

### (3) 提出期限

令和7年12月15日（月）17時まで

### (4) 提出方法

持参、電子メール又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

### (5) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）

（6）提出部数

- ア 紙媒体（正本1部、副本7部）
- イ 電子媒体（PDF形式1部）

（7）企画提案書作成に当たっての留意事項

- ア 企画提案書の提出は、参加者1者につき1提案とする。
- イ 用紙は、原則A4判左横書き（縦横配置不問）とし、両面印刷の上、ファイル等にまとめて綴ること。ただし、図表等で表現する場合で、明確さのためにA3判用紙を使用することや表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは、差し支えない。
- ウ 頁数は、30ページまでとし、頁番号は、各頁の下部中央に、目次を除いた部分の通し番号とすること。A3判の図表等については、2頁でカウントする。なお、表紙、目次は、枚数に含めない。
- エ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心掛けること。ただし、図表内の文字は、この限りでない。
- オ 原則として日本語表記とすること。ただし、専門用語は、この限りでないが、必要に応じて用語解説を行うこと。
- カ 専門的な知識が無くとも理解できる内容となるよう平易な表現を心掛けること。
- キ 提案書に記載する内容は、参加者のノウハウやスキルを本業務の効果に結びつけた提案とすること。
- ク 仕様書を十分理解し、その事項を確実に実現でき、かつ、その履行が確実に担保できる提案内容とすること。
- ケ 仕様書に記載している事項以外に、本業務の目的を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。ただし、提案したものは、全て実現を約束したものとする。
- コ 企画提案書等の提出後は、提出資料の修正、差し替え、追加等を認めないものとする。

10 審査方法

- （1）提出された書類について、「窓口キャッシュレス決済導入業務に係る実施事業者選定委員会」において、書面審査により実施する。なお、プレゼンテーションは行わないが、必要に応じて企画提案書等に関する問合せを行うことがある。
- （2）提案者から提出された書類について、別表評価基準に従い、絶対評価により審査する。

11 受託候補者の選定

- (1) 各審査員の評価点を合計した総合評価点に基づき、総合評価点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。選定後は、契約締結に向けて交渉を行うものとする。なお、同点の場合は、委員長を除く委員による多数決により選定する。
- (2) 総合評価点が最高点を獲得した者であっても、総合評価点数が700点中350点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (3) 参加申込者が1者の場合でも審査はを行い、評価点の基準は(2)と同様とする。
- (4) 受託候補者が、失格に該当することが認められる場合、又は交渉が不調となつたと柳井市が判断した場合は、次点候補者と交渉を行うものとする。

## 12 選定結果の通知

選定結果は、参加者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。ただし、選定された受託候補者以外の参加者名は、公表しない。また、審査結果に対する問合せや異議の申立ては一切受け付けない。

## 13 契約の締結

審査完了後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえて、仕様書の内容を整えるなどの必要な調整を行い、見積書を改めて徵取し、随意契約の方法により契約を締結する。

## 14 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には、使用しない。
- (3) 参加者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 優先交渉権者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で本業務を委託する相手方を決定するため、優先交渉権者の決定を以て参加者の企画提案内容を全て了承するものでなく、また、本業務を委託する相手方を決定するものでない。
- (7) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消し又は契約を解除することがある。
- (8) 優先交渉権者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合又は優先交渉権

者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位者と契約に係る協議を行う。

(9) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ア 本要領に定める手続等に適合しない場合
- イ 提出書類に虚偽があった場合
- ウ 本プロポーザル公募開始後、本業務に関することで委員に接触を求めた場合
- エ 見積書の金額が「2 本業務の概要（4）委託料上限額」を超える場合
- オ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- カ その他審査委員会において不適当と認められた場合

(10) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルを行うために必要な事項が生じた場合には、必要に応じて参加者又は受託候補者に通知の上、ヒアリング等を行う場合がある。

15 各種書類の提出先及び問合せ先

柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820-22-2111 内線466

FAX：0820-23-4595

電子メール：seisakukikaku@city-yanai.jp